

## 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出状況（令和6年4月4日現在）

| No. | 届出日        | 事業場（業種） | 事業場等の所在地   | 基準に適合しない特定有害物質 |                         |            | 備考 |
|-----|------------|---------|------------|----------------|-------------------------|------------|----|
|     |            |         |            | 【土壤含有量】        | 【土壤溶出量】                 | 【地下水】      |    |
| 1   | H30. 2. 15 | 機械器具卸売業 | 南区当新田369-7 | 鉛及びその化合物       | 砒素及びその化合物<br>ふつ素及びその化合物 | —          |    |
| 2   | H31. 3. 5  | 食料品製造業  | 北区今保578    | —              | —                       | ほう素及びその化合物 |    |

(注)

- 1 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第65条第1項の規定により、届出があったもの（次の(1)～(3)のいずれかに掲げるものを除く。）について掲載している。
  - (1) 同条例第67条第2項の規定による浄化対策が実施され、かつ完了したもの
  - (2) 土壌汚染対策法第6条第1項の規定により要措置区域に指定されたもの
  - (3) 同法第11条第1項の規定により形質変更時要届出区域に指定されたもの
- 2 上表に掲載後、1 (1)～(3)のいずれかに該当した場合は、備考欄にその旨を記載し当該日から起算して30日経過した後に消除する。